

平成 28 年 9 月 7 日

各位

社会福祉法人 梅の里  
理事長 松井 智明

“お 知 ら せ” 税額控除対象法人になりました

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。当法人の運営につきましては日頃よりご理解とご支援を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年度の税制改正により、社会福祉法人への寄附金について税額控除制度が導入されました。この対象法人の条件は過去 5 年間に遡り、三千円以上の寄附者が 1 年間に平均して 100 名以上という事であります。

梅の里はこの条件を満たしておりましたので、茨城県へ申請し、税額控除の証明書を頂きました。

当法人は平成 28 年 9 月 7 日～平成 33 年 9 月 6 日までの 5 年間、税額控除対象法人となりました。

皆様の長年にわたる温かいご支援に感謝致します。ありがとうございました。

ご寄附くださる皆様には、以前の所得控除に比較して、減税効果が大きくなることがあります。控除の仕組みを別添させて頂きました。宜しく願い致します。

敬具



## 1 税額控除とは？

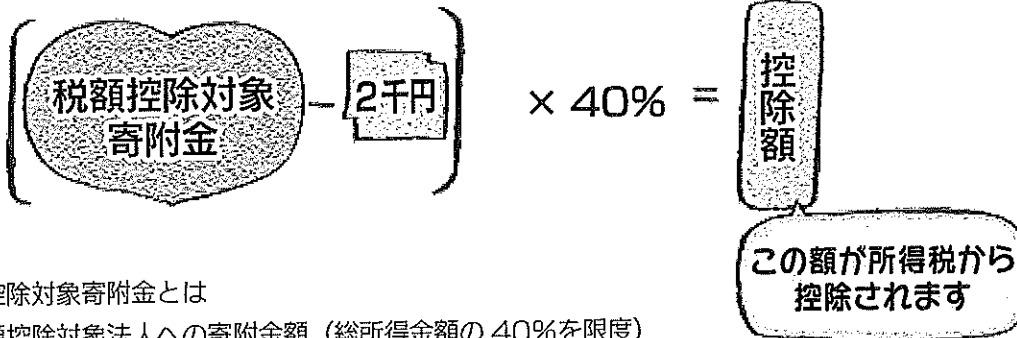
### ① 寄附者に対する税制優遇です

税額控除とは、所得税額から一定の金額を控除する制度です。社会福祉法人には従来から寄附金の所得控除制度があります（今後も継続）。これに加えて、平成23年度の税制改正によって税額控除と所得控除のいずれかを寄附者が選択できるようになりました。

# 2 新しい税額控除制度の概要

## ① 寄附金額の40%相当額を所得税額から控除

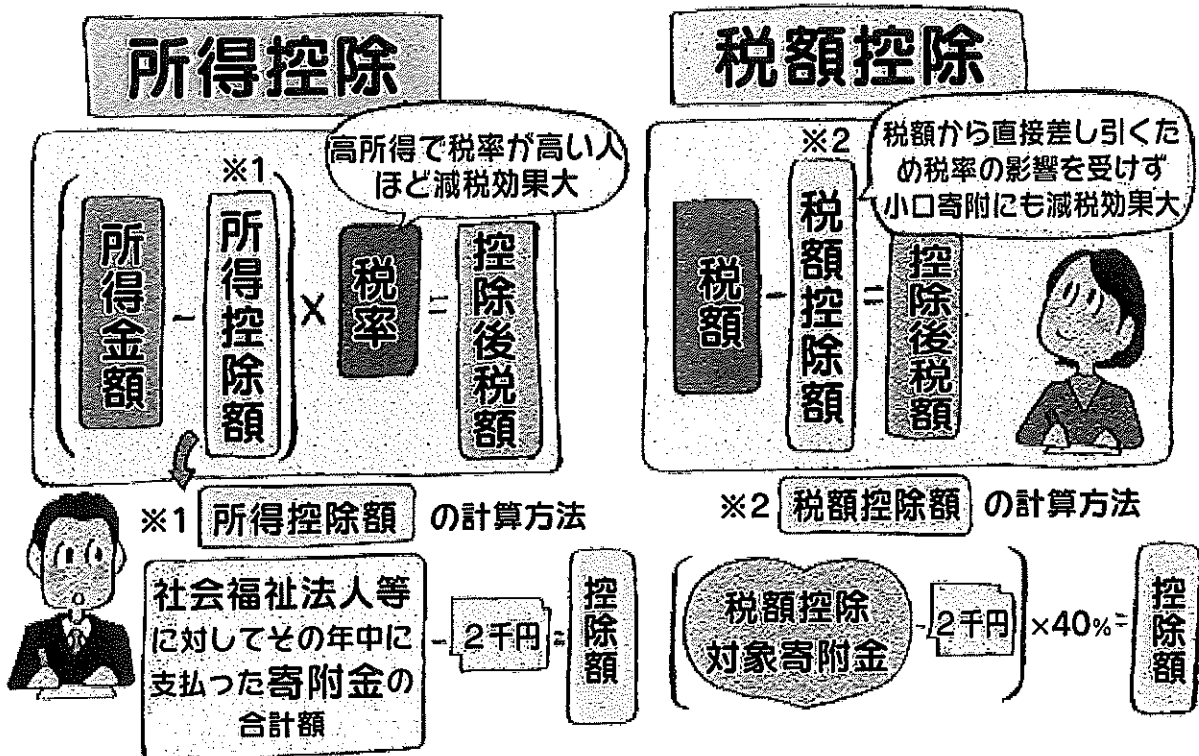
<税額控除の計算式>



※税額控除対象寄附金とは  
→税額控除対象法人への寄附金額（総所得金額の40%を限度）  
※控除額は、所得税額の25%を限度

## ② 所得控除と税額控除の違い

所得控除では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率をかけて税額を算出します。これに対して税額控除では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。このため、小口の寄附にも減税効果が大きく、所得控除に比較してほとんどの場合税額控除の方が減税効果が大きくなります。



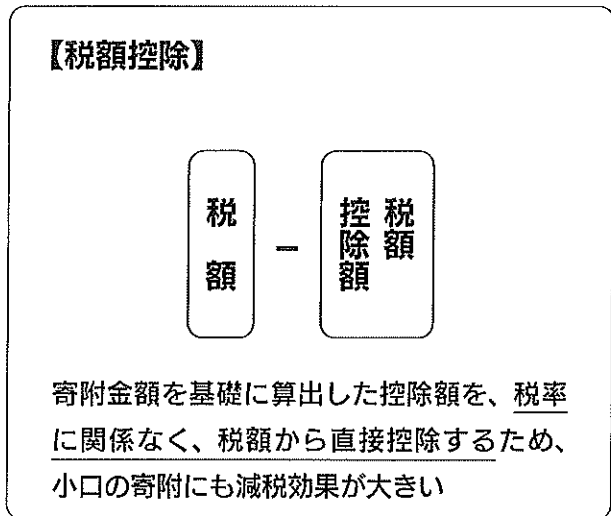
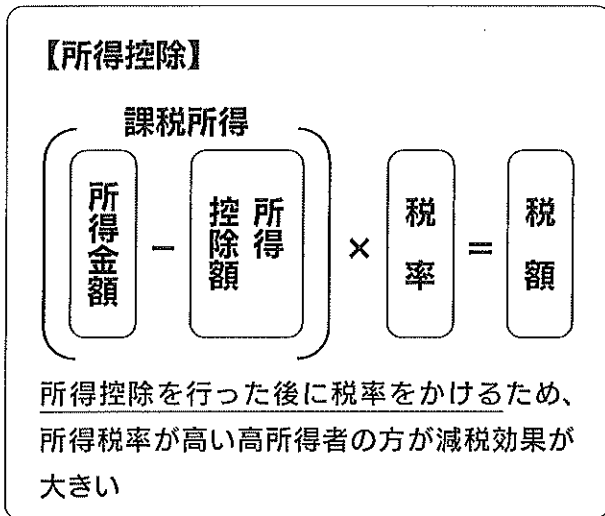
# 3

## 税額控除制度の概要

### 所得控除と税額控除の違い

所得控除では所得から所得控除額を差し引いた後に税率（高所得者ほど税率は高くなる）をかけて税額を算出します。これに対して税額控除では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。

このため、小口の寄附にも減税効果が大きく、所得控除に比較してほとんどの場合、税額控除の方が減税効果が大きくなります。



### 寄附金額の40%相当額を所得税額から控除

寄附者が、個人の寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、次の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

#### 税額控除額の算出式

$$\left[ \text{税額控除対象寄附金} \text{ ※1} - 2,000 \text{ 円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額} \text{ ※2}$$

この額が所得税額から控除されます

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額（総所得金額の40%を限度）  
寄附金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度